

民間側第二回公判

橋塾 頭が 滔々懸河の辯

政治組織改造論から經濟組織改造論に及ぶ

議會淨化は農民の自覺から

SEP 30 1933

日布

【東京三十日聯合及電通】

五・一五事件民間側被告に對する第三回公判は三十日午前九時より東京地方裁判所第一號法廷に於て開廷、愛郷塾頭橋孝三郎前回到引續き陳述に起ち、神垣裁判長より

社會改造 具体案中

政治組織の改造についての意見を訊かれ 井上日召君に會ふ前に北一輝の著『國家改造法』を讀んだがその具体

的手段は出鱈目論だ、こんなものでは改造は駄目だと痛感した

と述べ、これに憤慨し井上日召や青年將校と接近し、殊に藤井少佐から改造具体案を作り得るものは橋以外にないと言はれ知己に感じて之が樹立に志した経緯を陳述したるのち政治組織論に及び

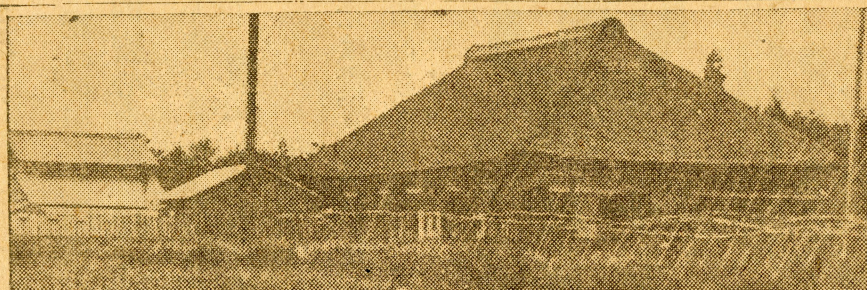
無自覺なる農民を

自覺させれば議會淨化期して待つべし、國民共同體は國民の自由意志に基かねばならぬ、それには

れを根本的に改造するには議員を眞の農民と職業庶民代表と取代へる輿論を作る必要がある

國民の總意をモットとする票決機關と執行機關がなければならぬ、國民の總意を反映するものとして飽くまでも議會制度を考へる、然し現在の日本の議會制度は英國の模倣に過ぎない、眞の民意に立脚する政治基礎を作るものとして私は農村に三十戸乃至五十戸から成る農民俱樂部を組織し共同組合化した新興農場を考へた

SEP 30 1933 日布



と論じ、次いで經濟組織の改造に關する陳述に入り本問題の中心點は現在の市場經濟組織を如何にするかである、各々經濟組織はすべて歴史的に必然性を有するが、それかと言つて現在の組織をそのままにして置いてよいといふわけはない

とて無政府的經濟組織を國民化するべしと論じ 一、國家の權力により天降式に計畫經濟に變革を加へること 二、國民協力共同組織による市場經濟の統制

人口問題

ルクス主義を否定し日本は山岳國であるが尙ほ未開拓の荒地が無限に耕作の手を待つてゐる、足りないのは土地でなく人であるが土地を耕すたくも出来ない、これマルクスが説くが如き自然關係でなくて社會關係である

と述べ、次いでマルクシズムの批判に移り『農村の經濟關係はマルクスの説くが如きものではない』と言ひ最後に教育論に及び 現在の大學は職業紹介所に過ぎぬ(と罵倒し)一方小學校が家康とか秀吉とかの征服者を英雄として兒童に教ゆるが如きは愚劣極まる (寫眞は愛郷塾)

午後四時閉廷

五・一五事件民間被告中の主要人物



五・一五事件民間被告

第一回公判は二十六日

東京地方裁判所に於て開廷

大川、本間、頭山は分離審理せん

【東京二十三日電通】五・一五事件民間被告に對する第一回公判は既報の如く二十六日開廷されることに決定、東京地方裁判所神垣裁判長係りで愛郷塾頭、橋、孝三郎を筆頭として開始するが、場合により幫助罪の大川周明、本間憲一郎および頭山秀三の三名は分離審理されるだらう、なほ橋、孝三郎は右公判に於て農村問題に關するその蘊蓄を傾注すると見られ注目されてゐる

大川博士を筆頭に

連座した人々二十一名

民間側

品川區上大崎町一三一元東
亞經濟調查局理事長現神武
會長法學博士
大川周明〔八〕
水戸市上市馬西原町三〇三
九愛郷塾頭
橋 孝三郎〔四〕
日本橋區蠣殻町三の三三
茨城縣土浦在紫山塾頭
本間憲一郎〔四〕
澁谷區常磐松町二二
天行會長
頭山秀三〔七〕
茨城縣那珂郡五臺村東木の
倉、愛郷塾教師
後藤因彦〔三〕
同縣那珂郡前渡村大字前濱九
九

高根澤與一〔三〕
同縣久慈郡世矢村小目一九
八七
矢吹正吾〔三〕
愛知縣寶飯郡蒲郡町袖ヶ郷
屋敷八、愛郷塾生
杉浦 孝〔五〕
茨城縣那珂郡前渡村前濱八
三五
黒澤金吉〔三〕
同縣西城郡笠間町一二〇

春田信義〔七〕
同縣那珂郡神崎町本米崎
小學校訓導
堀川秀雄〔八〕
同縣同郡前渡村長砂四八六
照沼 操〔四〕
同縣東茨城郡上大野村中大
野一九
横須賀喜久雄〔三〕
鹿兒島縣出水郡出水町上鱈
淵一三九士官學校中途退學

池松武志〔四〕
宮崎縣北緒方郡中鄉村安久
三九九〇
(故) 溫水秀則〔二〕

大貫明幹〔四〕
同縣西茨城郡笠間町榊形三
六二〇二
埴 五百枝〔三〕
東京市中野區野方町四五三
林方、元明大學生
奥田秀夫〔四〕
茨城縣那珂郡大賀村岩崎三
一九
小室力也〔三〕
同縣鹿島郡沼前村綱掛一一
三